

## 財産の無償貸付につき議決を求めることについて

次の財産を無償貸付するにつき、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

### 記

#### 1 無償貸付する財産

##### (1) 土地

所在	地番	地目	地積
東近江市垣見町字四ノ坪	5 0 番	宅地	6, 6 2 5. 3 6 m <sup>2</sup>

##### (2) 建物

所在	構造	面積
東近江市垣見町 5 0 番地	鉄筋コンクリート造 2 階建	1, 8 1 9. 1 0 m <sup>2</sup>

#### 2 無償貸付する相手方 滋賀県草津市大路三丁目 5 番 6 4 号

株式会社いずみ二一

代表取締役 南 啓次郎

#### 3 無償貸付する期間 令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

#### 提案理由

旧東近江市能登川プールを引き続き無償貸付したく、本議案を提出するものである。